



交通安全だより

第86号 平成26年5月発行 札幌市交通安全運動推進委員会 Tel.211-2268

札幌市の交通安全 <http://www.city.sapporo.jp/kotsuanzen/>



自転車の交通ルール違反にも 処罰があります！！



自転車は、環境にやさしく手頃な乗り物として、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層に利用されています。

しかし、歩道の上をわがもの顔で走る自転車や、自転車に乗りながらの携帯電話使用、夜間の無灯火走行など、危険な自転車走行も見受けられます。

自転車は軽車両であり、法律で通行方法が決められている乗り物です。交通ルール違反は交通事故に直結しますので、いまいちど自転車の正しい交通ルールや安全な利用方法について、見直してみましょう。



二人乗りは しない！

二人乗りは、バランスを崩しやすく、ブレーキをかけてから止まるまでの距離が延びるなど、事故につながる危険があります。絶対にやめましょう。

罰則 2万円以下の罰金または料
(道交法57条)



一時停止を 無視しない！

「一時停止」の標識や表示がある場所では、停止線の直前で一度止まらなければなりません。左右の確認ができない場合は、見える場所まで少しづつ慎重に進みましょう。

罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金
(道交法43条)



片手運転を しない！

片手運転は、ふらつきやハンドル・ブレーキの操作ミスの原因になります。特に、携帯電話やカサの使用は、周囲への注意もおろそかになり、大変危険です。

罰則 5万円以下の罰金
(道交法71条)



無灯火で 走らない！

夜は必ずライトをつけましょう。無灯火だと、歩行者や運転者から見落とされやすく、危険です。昼間も、トンネルなどの暗い場所ではライトをつけましょう。

罰則 5万円以下の罰金
(道交法52条)



横に並んで 走らない！

ほかの自転車と横に並んで走るのは、原則禁止です。歩道では、歩行者の通行の妨げになったり、車道では、車との距離が近くなるなど、大変危険です。縦一列になって走りましょう。

罰則 2万円以下の罰金または料
(道交法19条)



札幌市交通安全運動推進委員会では、小冊子『セーフティ自転車ライダーのススメ！』を発行し、自転車マナーの啓発を行っています。

また、札幌市のホームページにおいて『さっぽろバーチャル自転車教室』を開設しています。ぜひご体験ください。

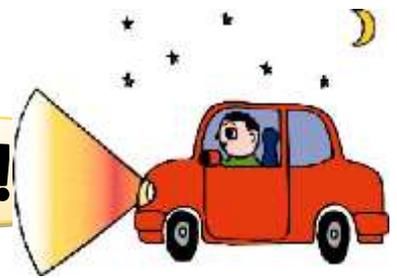
『さっぽろバーチャル自転車教室』で検索！



他にも、飲酒運転・信号無視などの自転車の交通ルール違反が罰則の対象となっています。

歩道は歩行者が優先！ 自転車で歩道を通行する際はすぐに止まれる速度で！

ハイビームで歩行者を早く発見！！



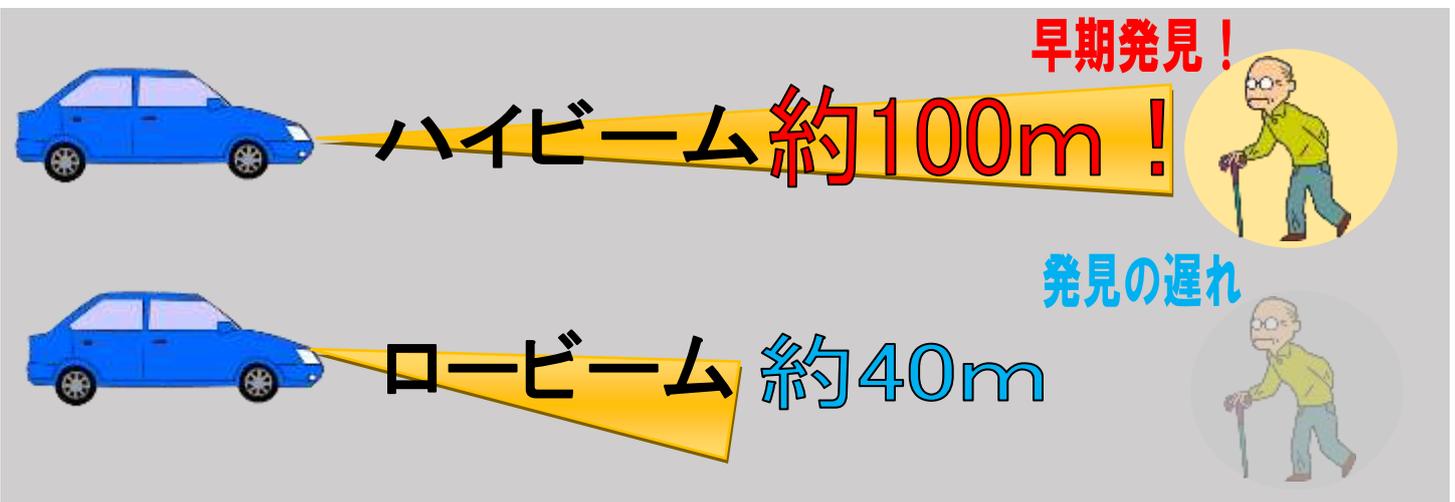
車のライトは原則ハイビーム！！

ハイビームとロービームのこまめな切替えで夜間の歩行者や自転車を早期に発見し、交通事故を未然に防ぎましょう。道路交通法上は、他の車両と行き違う場合など他の交通を妨げるおそれのあるとき以外は、**ハイビーム**（上向き・遠目）での走行が基本です。

また、ライトをこまめに切替えることで、歩行者や自転車利用者に対して車の存在を早めに知らせることができるほか、ドライバーの緊張感が保持され、漫然運転や居眠り運転の防止にもつながります。



ハイビームとロービームでは照射範囲がこんなにも違う！



ウォーキング・ジョギング中もマナーを守って安全に！

札幌も暖かくなり、スポーツに適した季節になりました。健康増進のための手軽な運動として、ウォーキングやジョギングを行う人が増加しています。一方で、信号を無視したり、斜め横断をしたりと、ルールやマナーを無視した危険行為を目にすることがあります。交通事故を防止するポイントとして以下のことに気を付け、安全に運動しましょう！

事故防止のポイント

- 歩行者であることを忘れずに！
 - ・ 歩道のある道路では歩道を、歩道のない道路では右側を通行しましょう。
 - ・ 歩行者用信号を守りましょう。
 - ・ 斜め横断はやめましょう。
- 音楽を聴きながら歩く・走るのは危険です！
- 夜間は目立つ色の服装と夜光反射材の活用を！



夜間の外出時には夜光反射材を身につけましょう！